

平成29年度

「犬のしつけ方教室」 受講者募集



1 参加資格

- (1) 元気で動ける犬で登録と狂犬病予防注射を実施済みであること
- (2) 混合ワクチン接種済みの犬であること
- (3) 全課程に参加できる犬及び飼育者であること
- (4) 動物愛護会佐久支部会員であること（受講当日に入会可）

2 開催日程

春期教室	日程	時間	場所
学科講習（開講式）	5月7日(日)	9:30~12:00	佐久合同庁舎401号会議室
実技講習 第1回	5月14日(日)	9:30~11:30	佐久合同庁舎駐車場
第2回	5月21日(日)		
第3回	5月28日(日)		
第4回	6月4日(日)		
第5回	6月18日(日)		
(閉講式) 第6回	6月25日(日)		

3 申込み期間 4月6日(木)から4月27日(木)まで

4 募集人員 30名(申込み順)

5 受講料 5,000円(動物愛護会年会費1,000円を含む)

6 教室の内容

- (1) 学科講習
知っておきたい動物の法律、犬の習性・生理と病気の知識、しつけのポイントとしつけ方教室の注意事項など。
- (2) 実技講習
飼い主にとって望ましい行動を上手にほめることによって、望ましい行動を増やしていくしつけ。

お申込み・お問合せ先

佐久保健福祉事務所内 動物愛護会佐久支部事務局 電話 0267-63-4191

農業者の皆さまに収入保険制度についてのお知らせです

政府の「農林水産業・地域の活力創造本部」において、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。農林水産省では、農業者の方の加入申請受付を平成30年秋から予定しており、そのための準備を現在進めているところです。

収入保険制度の仕組み

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。主な内容は、次のとおりです。

●青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。

※5年以上の青色申告実績がある者が基本ですが、青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。

●当年の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を補填します。

●農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）

加入のポイント

●収入保険制度に初年度から加入を希望する農業者の方で新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、平成29年3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。この申請を行えば、平成29年分の所得から青色申告を行うことができます。

●収入保険制度と農業共済やナラシ対策などの類似制度については、どちらかを選択して加入することになります。

制度に関するお問合せ先

なお、詳細については、農林水産省ホームページをご覧ください。左記へお問合せください。

関東農政局長野県拠点

電話 026-2333-2500

